

亀山市告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年3月10日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11172
- 3 路線名 能褒野20号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
能褒野町字能褒野 77番9地先から 能褒野町字能褒野 73番13地先まで	旧	73.43	最小	5.30
			最大	11.00
	新	73.43	最小	7.50
			最大	12.30

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11181
- 3 路線名 能褒野21号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
能褒野町字能褒野 77番22地先から 能褒野町字能褒野 77番37地先まで	旧	11.10	最小	3.50
			最大	10.00
	新	11.10	最小	6.70
			最大	12.60